

千葉県告示第833号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

平成25年10月29日

千葉市長 熊谷俊人

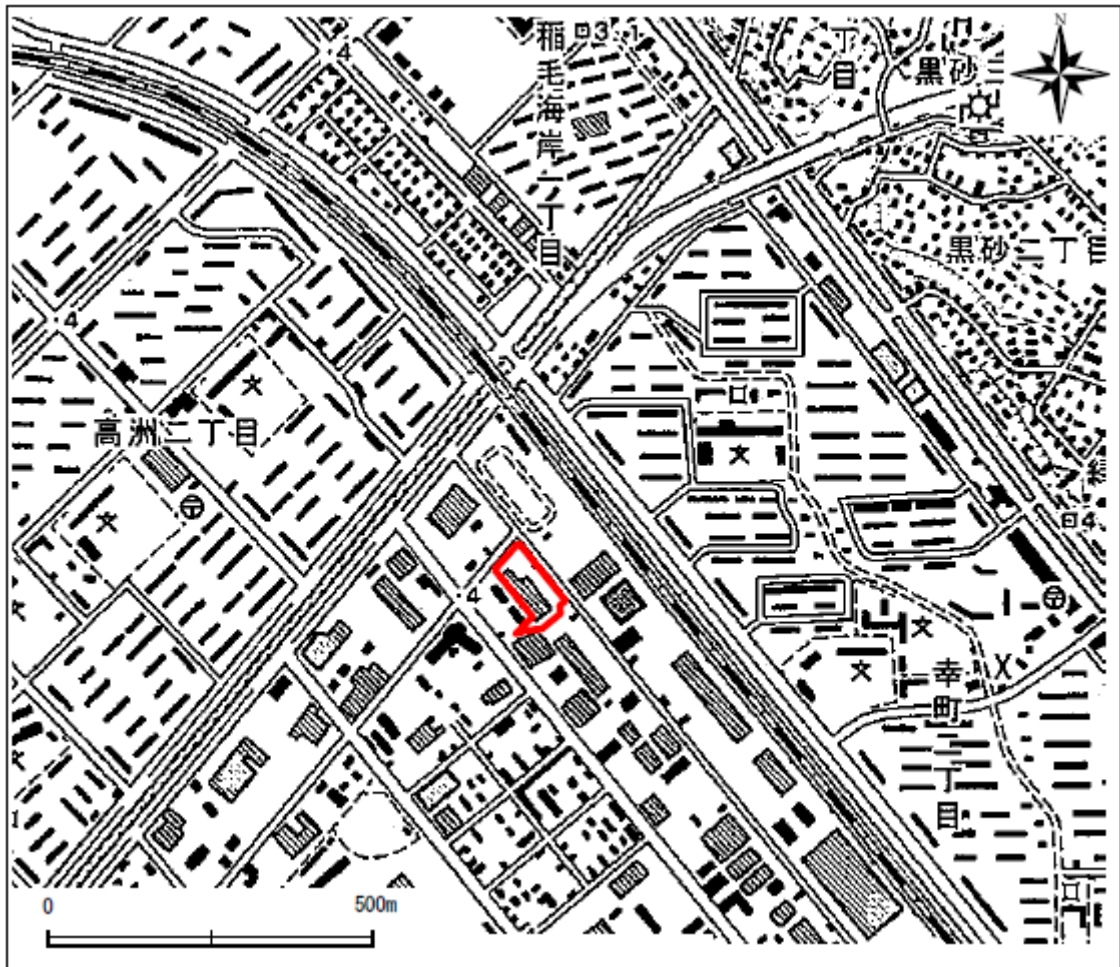
1 形質変更時要届出区域

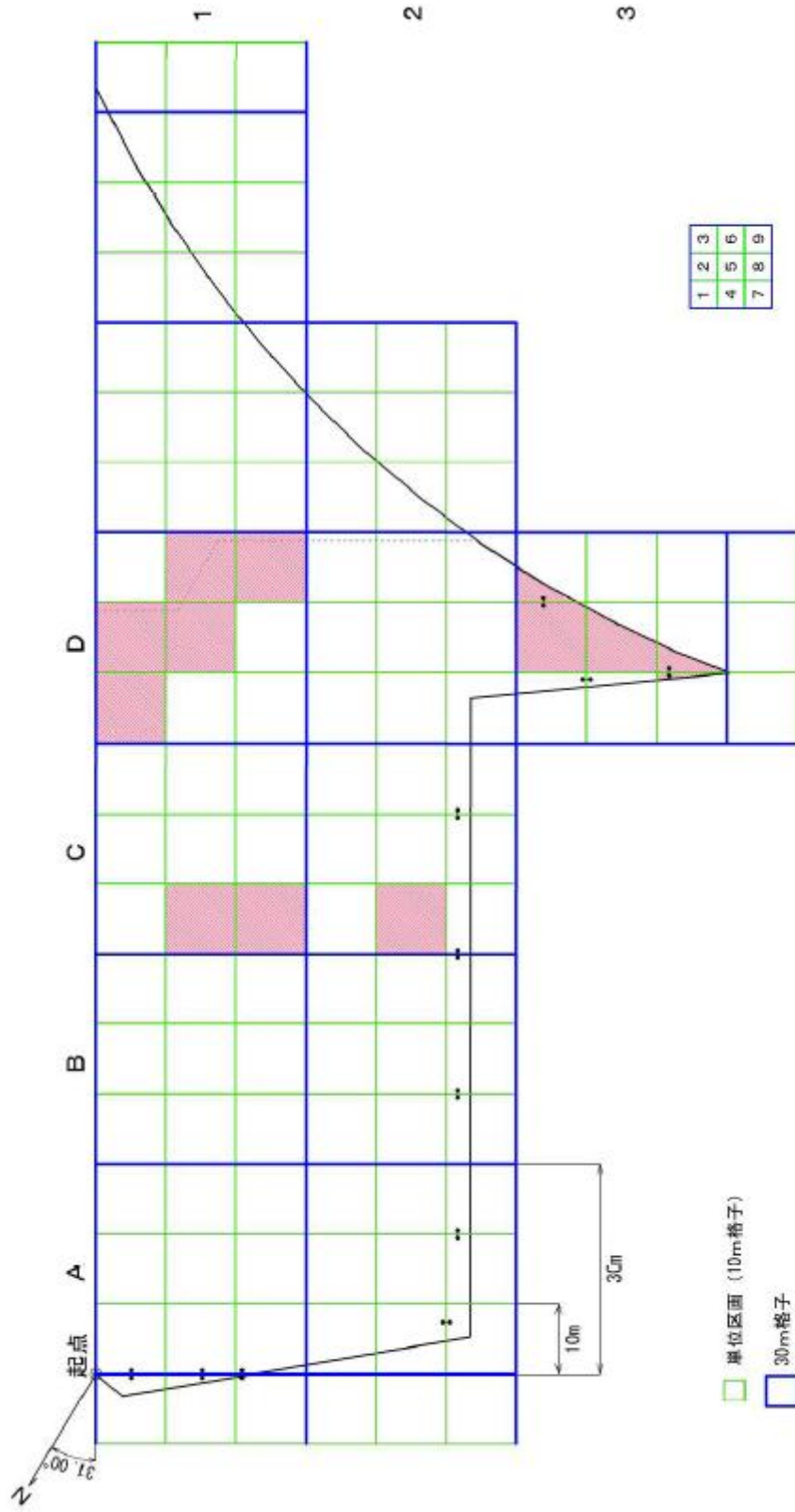
千葉市美浜区新港183番の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(1) ふっ素及びその化合物

(別図)





- 単位区画の統合
 ※敷地20m、かつ、合計面積130㎡以内の範囲内で隣接する区画は統合。

区域の指定の申請に係る土地の場所を明らかにした図面